

箱根土曜塾からのお知らせ 合格速報!

箱根土曜塾受講生の皆さん
志望校合格

おめでとうございます!

令和3年度 箱根土曜塾の受講生全員が、志望校に合格することができました。

志望校合格の吉報が届き、大変嬉しい限りです。

昨年8月の開講式から、2月11日の閉講式まで、30回の授業を一生懸命頑張った受講生のみなさん、受講生を支えられた保護者のみなさま、改めておめでとうございます! 4月から爽やかな充実した高校生活を送ってください。

広報はこね5月号で、令和4年度 箱根土曜塾の受講生を募集します。志望校合格を目指して、箱根土曜塾で受験勉強を頑張りますか? 皆さんからの申し込みをお待ちしています。

箱根土曜塾についての詳細は、学校教育課まで! (☎85-7600)

国民年金保険料学生納付
特例制度のご案内

◆国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限一年以上である課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

所得の目安 128万円+(扶養親族等の数×38万円)

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。

引き続き、学生納付特例制度の申請を希望する場合は、

必要事項を記入の上、返送してください。

◆国民年金保険料学生納付特例の申請について

学生納付特例制度により、令和3年度に保険料納付を猶予されている方で、令和4年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等を印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付されます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送することにより、令和4年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。)

なお、令和4年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成して送付しますので、年金事務所まで問い合わせてください。

照会先 小田原年金事務所
☎046512211391



金融犯罪・多重債務
相談窓口のご案内

一人で悩まず、まずは気軽に相談してください。

・金融犯罪相談窓口

新型コロナウイルスに乗じた詐欺や投資詐欺など、金融犯罪の被害が多発しています。「おかしいな」と思ったらすぐに警察に相談してください。

※警察以外の相談窓口

財務省横浜財務事務所理財課
☎045128510981

・多重債務相談窓口

公的機関の窓口で「専門の相談員」が借金整理のアドバイスや情報を提供します。財務省横浜財務事務所(多重債務専用ダイヤル)
☎045163312335

小田原市消費生活センターでは、専門の相談員が消費生活に関するあらゆる相談に応じています。
小田原市消費生活センター
☎046513311777

照会先 町民課
☎8517160

箱根町『分離型』一貫教育のはなし

園・小・中一貫教育では、体系的な教育を展開することが大切な目的の1つです。今回は、一貫教育の様々な取組の中から、「乗り入れ授業」と「出前授業」について紹介します。

乗り入れ授業 …小学校と中学校を「兼務する」教員が「継続的」に行う授業

箱根中学校の音楽科教員が湯本小学校を兼務し、毎月3回ほど、同校を訪問し、5・6年生を対象に音楽の授業を行っています。子ども達は、専門的な音楽の指導を受けることができます(左下写真)。この他にも、小学校の6人の教員が他の小学校などを兼務し、英語や図工などを指導しています。

出前授業 …小学校と中学校を「兼務しない」教員が「単発的」に行う授業

箱根中学校の様々な教科の教員が小学校を兼務せず、年数回、各小学校からの要請に応じて各学校を訪問し、6年生を対象に授業を行っています。子ども達は、中学校への入学前に、中学校の様々な教科の教員を知ることができ、中学校生活に馴染めなくなる、いわゆる「中1ギャップ」対策も兼ねて実施しています。

こうした取組により、小学校の教員にとっては、中学校の教員による指導を目にすることができるとともに、中学校の教員にとっては、小学校の子ども達の様子を把握することができ、子ども達だけでなく、教員にとってもメリットがあります。

乗り入れ授業



箱根中学校の青木音楽科教諭が湯本小学校へ

出前授業



箱根中学校の藤野体育科教諭が箱根の森小学校へ

子育てオンライン相談

新型コロナウイルス感染症の影響で、役場の窓口での相談を控えている方が安心して相談ができるよう、保健師や栄養士によるオンラインでの無料子育て相談を行います。

対象 町内にお住まいの妊娠中の方とその家族、就学前の乳幼児をもつ保護者

相談内容

- ・妊娠・出産：妊娠中に準備しておくこと、出産後の体調管理等
- ・発達：言葉がなかなか出ない、言うことを聞いてくれない等
- ・栄養：離乳食の作り方、食べ物の好き嫌いが多い等

どんな些細なことでも構いません。お気軽にご相談ください。

※1回の相談は30分までです。

オンライン相談に必要なもの

- ①準備するもの
- ・カメラ付きのパソコン、タブレット、スマートフォン

・メールアドレス

②オンライン会議アプリ「Zoom」の取得(インストール)

オンライン相談開催日時 平日9時から16時まで
オンライン相談の流れ

(1)電子申請システムで予約申込みをする。

(2)相談日時の調整
ご希望の日時に空きがない場合は、町から予約可能日時を提示し、再調整させていただきます。

(3)電子メールによる相談日時等の連絡
相談日時、ミーティングID、パスワードを電子メールで連絡します。都合が悪くなった場合は、速やかに電話等で連絡してください。

(4)Zoomによるオンライン相談の実施
通信状況により、オンライン相談ができない場合もあります。通信料は、個人の負担となります。



照会先 子育て支援課 ☎85-9595